

第77号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことにより、平成30年度以降の保育料について、低所得世帯を対象に利用者負担額の上限が引き下げられた。

したがって、品川区私立認定こども園および私立幼稚園の利用者負担額を国基準に則って、一部改正を行う。

2. 改正内容

私立幼稚園利用者負担額条例	年収360万円未満相当世帯		
		第1子	第2子
	現行	14,100円	7,050円
改正後	10,100円	5,050円	

3. 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4. 適用日

平成30年4月1日

新旧対照表

○品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

新	旧
<p>品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例</p> <p>平成27年3月31日 条例第18号</p> <p>改正平成27年10月26日条例第50号 平成27年12月10日条例第65号 平成28年7月8日条例第40号 平成29年3月29日条例第12号 平成29年7月20日条例第31号 <u>平成30年 月 日条例第 号</u></p>	<p>品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例</p> <p>平成27年3月31日 条例第18号</p> <p>改正平成27年10月26日条例第50号 平成27年12月10日条例第65号 平成28年7月8日条例第40号 平成29年3月29日条例第12号 平成29年7月20日条例第31号</p>
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により1号認定子どもが私立認定こども園および私立幼稚園から特定教育を受けた場合、同項第3号の規定により2号認定子どもが私立幼稚園から特別利用教育を受けた場合または法第30条第1項第2号の規定により1号認定子どもが特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育を受けた場合 児童1人につき、別表第1に定める額</p> <p>(2) 法第27条第1項もしくは法第28条第1項第1号の規定により2号認定子どももしくは3号認定子どもが私立認定こども園から特定保育を受けた場合、法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定居宅訪問型事業者もしくは特定保育所型事業所内保育事業者（以下「特定居宅訪問型事業者等」という。）から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定居宅訪問型事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額</p> <p>ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに</p>

限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額
イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者(以下「特定家庭的保育事業者等」という。)から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額

ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額

イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。)以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。

(1) 教育・保育施設

(2) 地域型保育事業を行う事業所

(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項の特別支援学校

限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額
イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 法第29条第1項もしくは第30条第1項第1号の規定により3号認定子どもが特定家庭的保育事業者、特定小規模保育事業者または特定小規模型事業所内保育事業者(以下「特定家庭的保育事業者等」という。)から特定地域型保育を受けた場合または同項第3号の規定により2号認定子どもが特定家庭的保育事業者等から特定利用地域型保育を受けた場合 アまたはイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアまたはイの金額

ア 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額

イ 法第20条第3項の規定により認定された保育必要量が、保育の利用について、1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分である場合 児童1人につき、別表第3に定める額に100分の80を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校または義務教育学校の第1学年から第3学年までに在学している児童がいる場合または次の各号に掲げる施設もしくは事業所のいずれかに通園し、入所し、もしくは通所している児童が2人以上いる場合における児童のうち、最年長である児童(同一年齢の児童が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。別表第4において同じ。)以外の児童に係る利用者負担額は、当該児童1人につき、別表第4に定める額とする。

(1) 教育・保育施設

(2) 地域型保育事業を行う事業所

(3) 品川区立就学前乳幼児教育施設条例(平成15年品川区条例第35号)第3条第2号の幼児教育施設

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項の特別支援学校

の幼稚部

(5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設または児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあつては別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。次項および別表第5から別表第8までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第2階層に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、0円とする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。

6 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第2階層に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、0円とする。

7 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別

の幼稚部

(5) 児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を行う施設または児童心理治療施設（当該施設に通所する場合に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)、別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあつては別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等（同一年齢の特定被監護者等が2人以上いるときは、別に区長が定めるところにより決定する者とする。次項および別表第5から別表第8までにおいて同じ。）以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第5に定める額とする。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第2階層に属する世帯に限る。）に、特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等のうち、最年長である特定被監護者等以外の特定被監護者等に係る利用者負担額は、0円とする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第2のC階層の第2階層からD階層の第3階層までおよび別表第3のC階層の第2階層からD階層の第4階層(1)までに属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第6に定める額とする。

6 第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1の第2階層に属する世帯に限る。）のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、0円とする。

7 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別

表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第7に定める額とする。

8 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第8に定める額とする。

2項…一部改正・3項…削除〔平成27年条例50号〕、2項…一部改正〔平成27年条例65号〕、1項…一部改正・3・4項…追加〔平成28年条例40号〕、2項…一部改正〔平成29年条例12号〕、3項…一部改正・4項…全部改正・5—8項…追加〔平成29年条例31号〕

表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第7に定める額とする。

8 第1項および第2項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯(別表第2のD階層の第4階層(1)に属する世帯に限る。)のうち、要保護者等がいる世帯における当該要保護者等に係る特定被監護者等の利用者負担額は、当該特定被監護者等1人につき、別表第8に定める額とする。

2項…一部改正・3項…削除〔平成27年条例50号〕、2項…一部改正〔平成27年条例65号〕、1項…一部改正・3・4項…追加〔平成28年条例40号〕、2項…一部改正〔平成29年条例12号〕、3項…一部改正・4項…全部改正・5—8項…追加〔平成29年条例31号〕

付 則 (平成29年7月20日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第3項から第8項まで、別表第1および別表第4から別表第8までの規定は、平成29年度以後の利用者負担額について適用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表第1の規定は、平成30年度以後の利用者負担額について適用する。

付 則 (平成29年7月20日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第3項から第8項まで、別表第1および別表第4から別表第8までの規定は、平成29年度以後の利用者負担額について適用する。

別表第1 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	3,000円
第3階層(1)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯	10,100円

別表第1 (第3条関係)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月額(児童1人につき)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
第2階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税非課税世帯および今年度分の区市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	3,000円
第3階層(1)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,699円以下である世帯	14,100円

第3階層 (2)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯	10,100円
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	20,500円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯	25,700円

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

- 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…一部改正〔平成27年条例50号・28年40号・29年31号・30年 号〕

第3階層 (2)	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が57,700円以上77,100円以下である世帯	14,100円
第4階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が77,101円以上211,200円以下である世帯	20,500円
第5階層	第1階層を除き今年度分の区市町村民税課税世帯であって、所得割が211,201円以上である世帯	25,700円

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

- 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表を適用する。

本表…一部改正〔平成27年条例50号・28年40号・29年31号〕